

令和6年8月農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年8月28日（月）午後2時00分～午後2時17分
- 2 場 所 長久手市役所 本庁舎3階 第4会議室
- 3 出席者 【農業委員】
- 1番 豊田 信幸 2番 鬼頭 一利 3番 柴田 悟
- 4番 水野 文男 5番 神谷 時男 6番 山本 茂彦
- 7番 出口 知子 8番 牧野 美佳
- 【農地利用最適化推進委員】
- 平野 悦英 浅井 忠義 川本 源一
- 事務局
- 事務局長 吉田学 書記 水野悦子

4 欠席者

與語 武久

係長 今井哲夫 書記 堀田博道

5 議事録署名人

1番 豊田 信幸 2番 鬼頭 一利

6 協議事項

第1号 農業振興地域整備計画変更申出（除外・用途変更）について

第2号 農地法第3条の許可申請について

第3号 農地法第4条の許可申請について

第4号 農地法第5条の許可申請について

第5号 農地法第5条第1項第6号の届出について（報告）

7 協議内容

発言者	発言内容
事務局	定刻になりましたので、始めたいと思います。 與語武久委員については事前に欠席の連絡をいただいております。今井と堀田についても体調不良のため欠席となります。 前回同様、本日の議事進行についても、基本的には議案説明と質疑は、事前配布と書面での質問にて対応のため割愛させていただき、担当地区の意見・事務局から

	の回答及び採決のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会長議事進行をよろしくお願いいたします。
会長	それでは、只今より令和6年8月の農業委員会総会を開会します。 協議に入る前に、議事録署名人を豊田信幸委員と鬼頭一利委員にお願いします。 それでは協議に入ります。 議案第1号「農業振興地域整備計画変更申出（除外・用途変更）について」を議題とします。議案第1号につきましては、先ほどの農業振興地域整備促進協議会で承認された件について、農業委員会として意見を付するために改めて審議するものです。番号6－4の除外について、事務局より説明を求めます。
事務局	番号6－4について説明
会長	それでは、先ほども意見を述べていただきましたが、担当の委員説明をお願いします。
委員	前回の農振協議会の際も問題がありませんでしたが、今回は建物が2階建から平屋建に変わったということで、理由も問題なく、それ以外についても問題がないと思いますので、除外はやむを得ないと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第1号番号6－4について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 （全員賛成） では、議案第1号番号6－4は承認とします。 続いて、番号6－5の除外について、担当の委員説明をお願いします。
委員	現状東側は田んぼがありますが、南側は水路、西側は住宅となっております。西側は宅地であり、南側に排水路もありますので、排水等の問題もないため、除外はやむを得ないと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第1号番号6－5について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 （全員賛成） では、議案第1号番号6－5は承認とします。 続いて、番号6－6の除外について、担当の委員説明をお願いします。
委員	農地の中でも一番角のところであるため、建てるのであればここくらいしかないかな、という場所になります。排水の方が少し気になりましたので、事務局の方確認をお願いします。申請者が長久手市に来て、農業をやっているところも見たことがあります。市内に来て、今後も農業を続けてくれるのであれば、将来的に見て、市内の農地を守っていくという意味では移り住んでいただけて、農業をやっていた

	だけるのであれば、除外はやむを得ないと考えられます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	2件ございました。 Q1 建築基準法上の接道について、「幅員4m以上に2m以上接する」という基準であると思うが、例外規定や特例等上記基準以下の考え方はどのようなものがありますか。 A1 都市計画課に確認したところ、道路の幅員は原則4m以上必要ですが、道路によっては通称みなし道路として4m未満でも建築基準法上の道路として取り扱うものもあります。しかし、今回の土地選定であがっている場所については、建築基準法上の道路として取り扱わないため、無接道となります。 Q2 土地選定理由書はどの程度まで確認していますか。 A2 条件があわず、という理由に関しては、どのような条件があわなかったかまで追加して記載してもらっています。また、妻の父母の所有する土地についても検討してもらいました。もちろん、土地所有者に実際に聞くことまではしていませんので、選定理由書に書かれていることをもって確認しています。
会長	では、採決に入ります。議案第1号番号6-6について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、議案第1号番号6-6は承認とします。 続いて、番号6-7の用途変更について、事務局からの説明を求めます。
事務局	番号6-7について説明
会長	それでは、担当の委員説明をお願いします。
委員	申出地の隣に自宅があり、まわりには田んぼがありましたので、農業用の倉庫であるのであれば、特に問題がないと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第1号番号6-7について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、議案第1号番号6-7は承認とします。 続いて、番号6-8の除外について、担当の委員説明をお願いします。
委員	現状は、西側に倉庫が建っており、東側は田んぼになっていました。申出地に集会所が建っても排水等も問題はなく、他の農地に影響はないと思われますので、除外はやむを得ないと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	ございません。

会長	では、採決に入ります。議案第 1 号番号 6－8 について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、議案第 1 号番号 6－8 は承認とします。 続いて、議案第 2 号「農地法第 3 条の許可申請について」を議題とします。議案第 2 号申請書番号 1 について担当委員をお願いします。
委員	申請地は、申請者以外が耕作することができない場所でありました。申請者以外が耕作をする以外は考えられないため、今後耕作をしていただけるという申請であるため、問題ないと考えます。
会長	事前に委員から質問はありましたか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第 2 号申請書番号 1 について賛成の意見の方の挙手をもとめます。 (全員賛成) では、申請書番号 1 については許可とします。 続いて、議案第 3 号申請書番号 2 について事務局からの説明を求めます。
事務局	申請書番号 2 について説明
会長	それでは、担当委員をお願いします。
委員	申請地は、現状夏野菜が植わっている農地となっており、北側の道路側は給食センターとなっており、東側にも住宅がありました。西側は本人の農業用の倉庫が建っていました。まわりの農地に影響を与えることもないため、問題ないと考えます。
会長	事前に、委員から質問等はありませんか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第 3 号申請書番号 2 について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号 2 については許可相当とします。 続いて、議案第 4 号申請書番号 3 についてですが、担当委員をお願いします。
委員	現状は、田んぼに稲は植えてありますが、草が生えてしまっている状態でした。駐車場の場所としては問題はなく、また、雨水や雑排水についても問題なく、道路と住宅に囲まれていることから周辺の農地にも影響がないため、問題ないと考えます。
会長	事前に、委員から質問等はありませんか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第 4 号申請書番号 3 について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。

	(全員賛成) では、申請書番号 3 については許可相当とします。 続いて、申請書番号 4 について、担当委員お願いします。
委員	現状は、特に耕作をされていることはなく、今後農業をやっていくにも水がない場所になります。雨水排水等も問題がありませんので、問題ないと考えます。
会長	事前に、委員から質問等ありましたか。
事務局	ございません。
会長	では、採決に入ります。議案第 4 号申請書番号 4 について、賛成の意見の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) では、申請書番号 4 については許可相当とします。 続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の届出について」ですが、こちらについては報告ということで、ご承認いただいたものとします。 続きまして、3「その他」ですが、事務局から何かありますか。
事務局	その他について連絡
会長	他に何かありませんか。なければ閉会といたします。 ————— 閉会 午後 2 時 1 7 分 ————— 議事録作成者 水野 悦子 議事録署名人 豊田 信幸 鬼頭 一利